

■豊川市公契約審議会運営要領

審議会の公開又は非公開について

「豊川市審議会等見える化ガイドライン」に基づき、要領案は下記の通りとしております。

審議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要があると認める場合において、出席委員の過半数の同意を得たときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

また、会議の内容、委員名簿も市ホームページにて公開することにしております。